

「『真に』子どもにやさしい国をめざして」

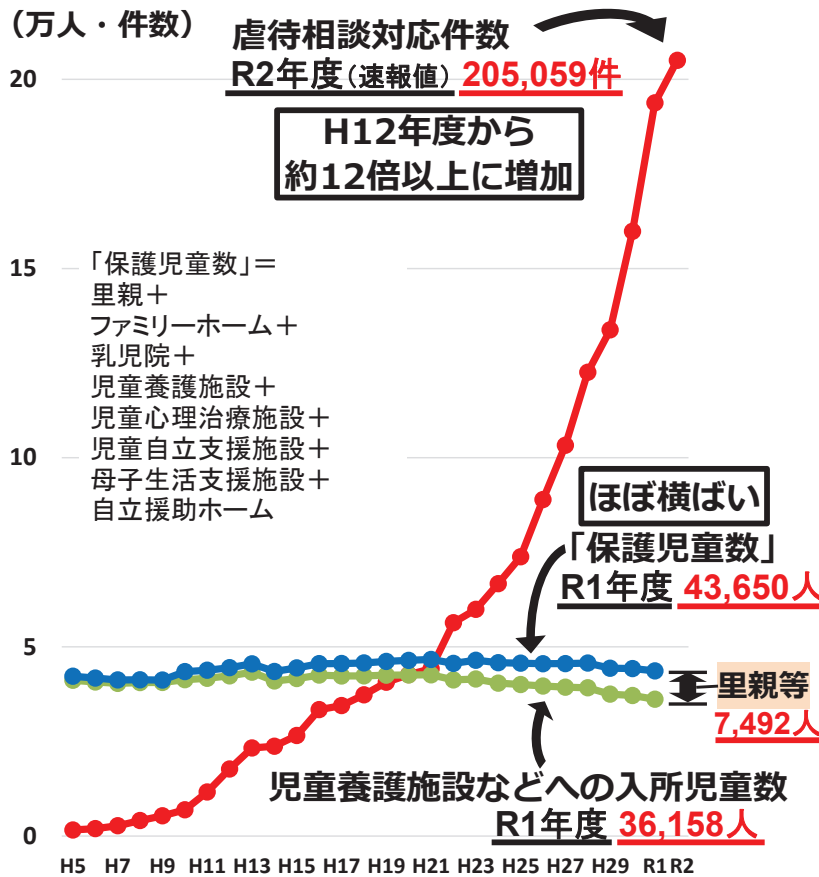
子どもの権利を学ぶ会

2022年4月16日

元厚生労働大臣 塩崎恭久

虐待相談対応件数・「保護児童数」・施設入所数

なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？

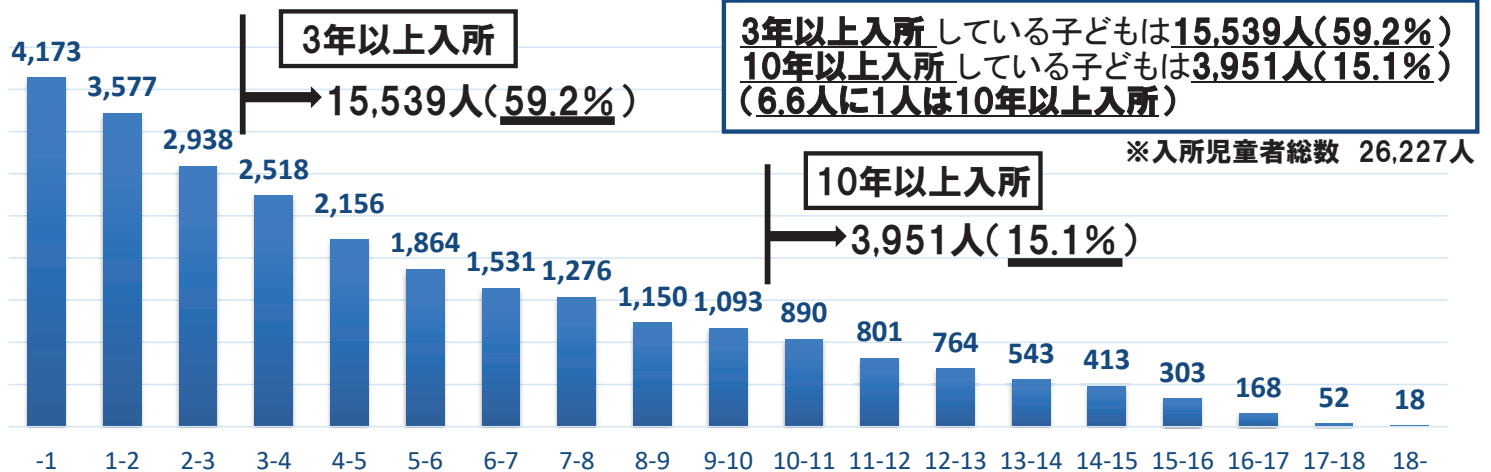


(出典) 厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

国名	児童人口 (千人)	保護 児童数 (千人)	児童人口 1万人当たり 保護児童数 (人)
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
日本	23,046	38	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care"より抜粋

長過ぎる児童養護施設の入所期間 (2020年)



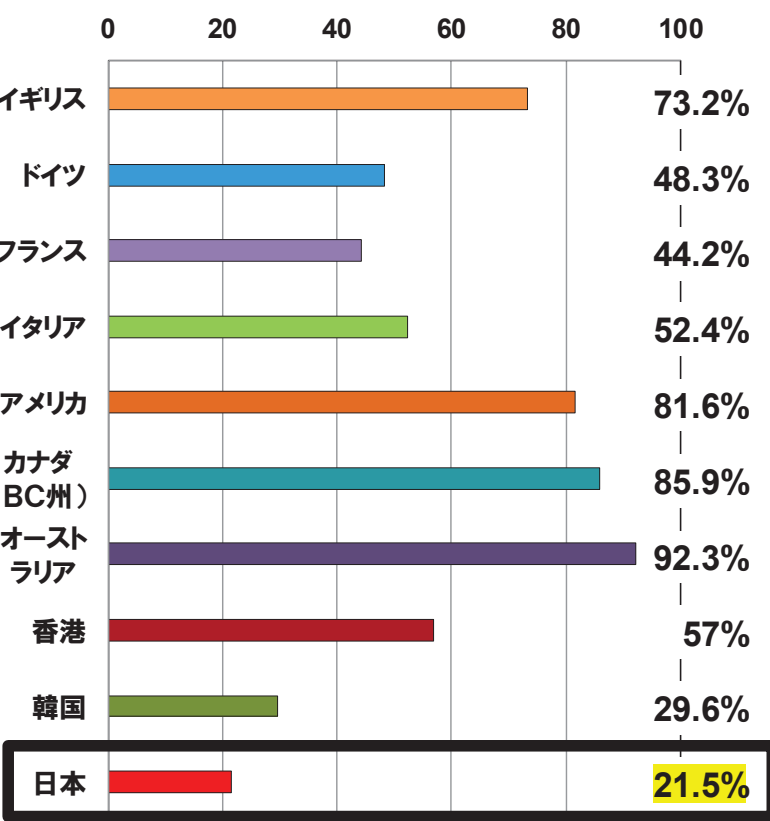
少な過ぎる児童養護施設の「小規模かつ地域分散化」(令和元年10月1日現在)

〈入所児童数ベース〉

	入所児童 総数	敷地内施設				小規模かつ地域分散型施設 (「できる限り良好な家庭的環境」)		
		大舎等	「小規模グループケア」			分園型	地域小規模 児童養護施設	
			「施設内ユニット型」	「別棟」				
人数 (構成比(%))	24,564 (100.0)	21,041 (85.7)	11,645 (47.4)	7,267 (29.6)	2,129 (8.7)	3,523 (14.3)	984 (4.0)	2,539 (10.3)

(出典) 厚生労働省子ども家庭局調べ (児童養護施設数 606か所)

「里親委託率」が低い日本では多くが施設へ



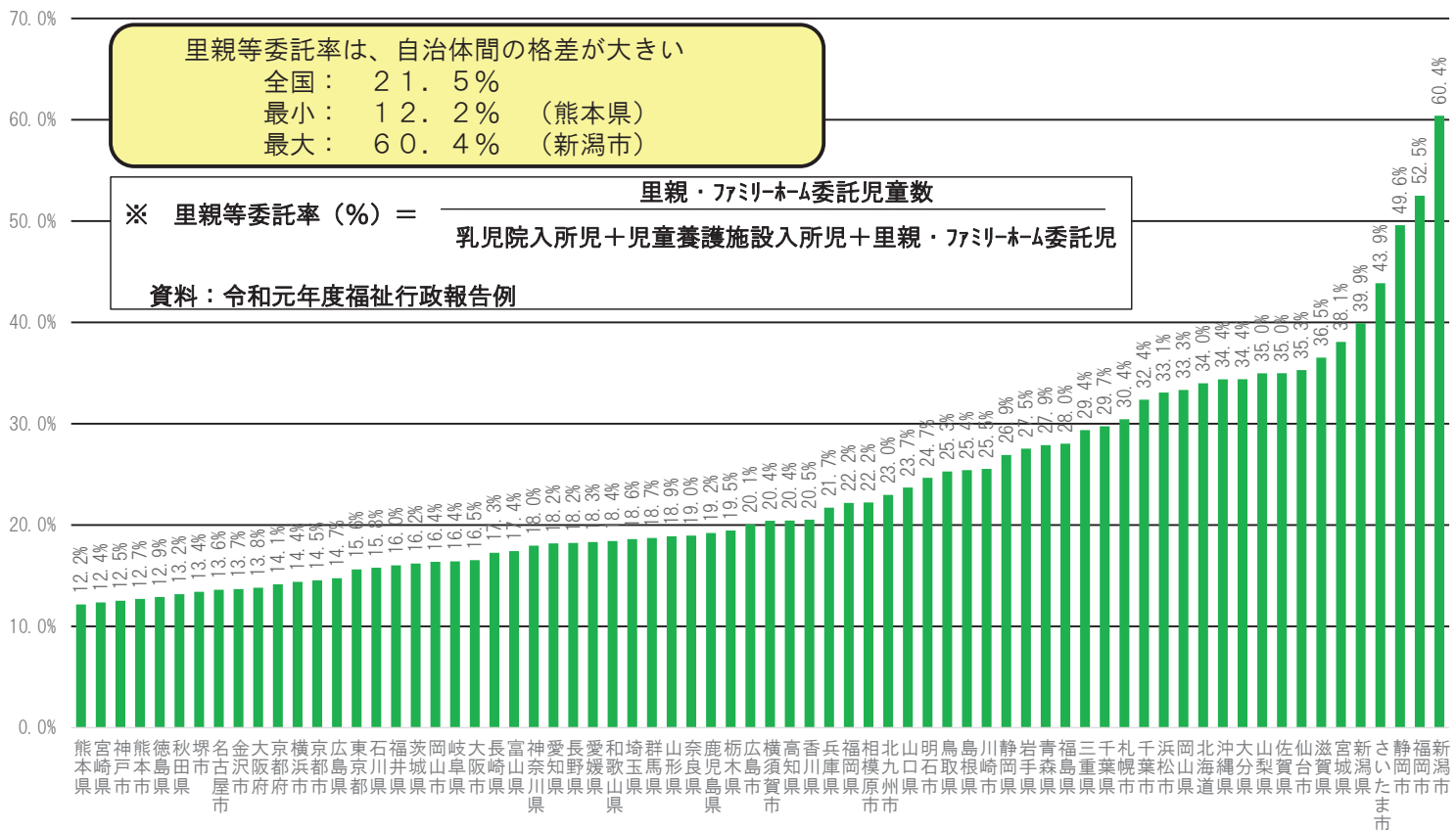
(註) 2010年前後の値、日本のみ2019年3月末。
 ※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

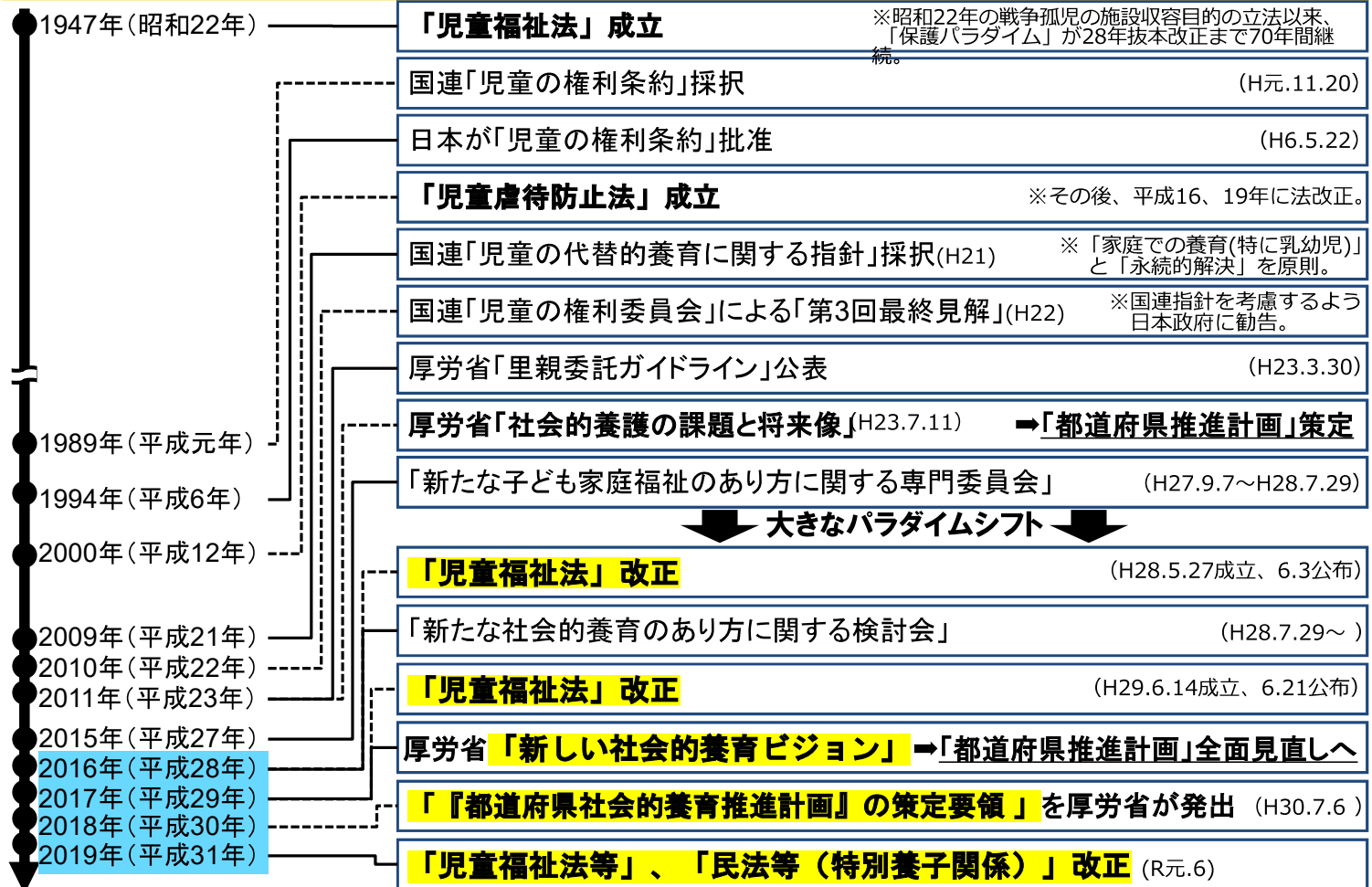
国名	人口 (百万人)	成立件数	人口10万人当たり件数
ドイツ	81	3,805	4.69
フランス	62	3,964	6.41
イギリス	56	4,734	8.44
アメリカ	314	119,514	38.0
日本	127	711	0.56

(註) ドイツ：2014年 フランス：2007年 イギリス：2011年 アメリカ：2012年 日本：2019年 ※イギリスはイングランドとウェールズのみ。
 (出典) 厚生省資料より塩崎恭久事務所作成

都道府県市別の里親等委託率の差
 70都道府県市別里親等委託率 (令和元年度末)



社会的養育関連政策の推移



「平成28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

改正前の条文	改正後の条文
第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 ② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。 第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。 【参考】民法(明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正)(抄) (親権者) 第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。 (監護及び教育の権利義務) 第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。 第822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。	第一条 (子どもの権利) 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。 第二条 (子どもの最善の利益優先原則) 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。 ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。 ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。 第三条の二 (家庭養育優先原則) 国及び地方公共団体は、児童が①家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、(中略)児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が②家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童が③できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

「新しい社会的養育ビジョン」の「家庭養育優先原則」、「数値目標」等

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)		現状	「新しい社会的養育ビジョン」 (2017年8月)	
「『家庭的』の定義が不明確」 かつ 「優先順位も不明確」		616件/年 (H29年)	①【家庭】・実父母や親族等	
		19.7% (H30.3時点)	②【家庭における養育環境と同様の養育環境】	
【 <u>家庭的養護</u> 】 ・里親 ・ファミリーホーム	今後十数年をかけて、 <u>概ね1/3</u>		特別養子縁組 成立数	<u>概ね5年以内に年間 1,000人以上、その後も増加</u>
【できる限り <u>家庭的な</u> 養育環境】 ・小規模グループケア ・グループホーム	今後十数年をかけて、 <u>概ね1/3</u>		里親委託率 3歳未満 それ以外の就学前 学童期以降	<u>概ね5年以内に75%以上</u> <u>概ね7年以内に75%以上</u> <u>概ね10年以内に50%以上</u>
【施設養護】 ・児童養護施設 ・乳児院等 (児童養護施設は 全て小規模ケア)	今後十数年をかけて、 <u>概ね1/3</u>		③【できる限り良好な家庭的環境】 ・小規模かつ地域分散型施設	
			【施設の新たな役割】 (施設入所は、措置前の一時的な入所に 加え、 <u>高度専門的な対応</u> が必要な場合 が中心。高機能化、多機能化を図り、地 域で新たな役割を担う。)	
「社会的養護(代替養育)を必要とする子ども数」の考え方の相違点				
・・・18歳未満人口の <u>1割縮小</u> が見込まれており、 <u>これと同様の推移を見込む</u> か、(略)、少なくとも <u>対 象児童は減少しないと見込む</u> ことが考えられる。			・・・市区町村の支援の充実により、 <u>潜在的ニーズ が掘り起こされ、代替養育を必要とする子どもの 数は増加する可能性が高い</u> ことに留意して計画を 立てる。	

厚労省「新しい社会的養育ビジョン」及び「社会的養護の課題と将来像」より塩崎恭久事務所作成

【抜粋】「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(平成30年7月6日付局長通知)

都道府県は国の目標を踏まえ、里親委託率の「数値目標」と「達成期限」を設定

4. 項目ごとの策定要領

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

(計画策定に当たっての留意点)

iii

○ **国**においては、

「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。

○ **都道府県**においては、

これまでの地域の実情は踏まえつつも、

① 子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び

② 上述した数値目標

を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。

なお、数値目標の設定は、(中略)、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

○ **国**としては、

必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

都道府県社会的養育推進計画について（里親等委託率の目標値）

- 各都道府県等から提出された計画について里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等をレーダーチャートにて取りまとめた上で公表。（令和2年8月7日作成、令和3年3月31日更新）
- 取組の強化を図るため、国において「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を策定（令和3年2月4日）し、令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体等に対して、フォスタリング事業の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）すること等により、里親等への委託を推進。

は、策定要領に示す国の基準を満たすもの

	2018年度末実績	5年目 (2024年度末)	7年目 (2026年度末)		10年目 (2029年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%	50.0%以上
北海道 (札幌市)	34.5% (29.7%)	84.7%	-	-	-		
青森県	27.8%	38.5%	-	-	60.9%	62.2%	47.9%
岩手県	26.2%	55.3%	42.8%	44.3%	54.8%	52.6%	46.6%
宮城県	40.2%	38.5%	55.4%(全年齢合計)		51.9%	63.2%	62.2%
秋田県	12.2%	57.9%	-	-	40.0%		
山形県	20.0%	76.2%	-	-	75.0%	75.0%	31.7%
福島県	24.6%	76.3%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	30.0%
茨城県	16.8%	70.0%	-	-	71.4%	69.8%	60.7%
栃木県	19.2%	53.1%	-	54.4%	-	-	41.0%
群馬県	17.4%	33.8%	38.0%	57.0%	40.0%	75.0%	50.0%
埼玉県 (さいたま市)	18.8% (40.0%)	36.2%	-	-	-	-	-
千葉県	27.9%	57.0%	-	-	75.4%	50.5%	32.5%
千葉市	31.2%	55.6%	-	-	73.7%	74.1%	50.0%
東京都	14.9%	14.1%	28.7%	38.2%	50.5%	50.5%	33.6%
神奈川県	16.5%	34.9%	-	-	75.0%	75.0%	24.6%
新潟県 (新潟市)	40.0% (55.9%)	40.9%	-	-	61.0%	77.0%	57.0%
富山県	18.5%	46.2%	-	-	66.7%	66.7%	33.3%
石川県 (金沢市)	15.9% (15.4%)	44.4%	-	-	60.0%		35.0%
福井県	16.6%	33.3%	-	-	65.0%	65.0%	35.0%
山梨県	28.8%	76.1%	-	-	75.0%以上		50.0%以上
長野県	16.1%	40.7%	-	-	75.0%	67.7%	36.5%
岐阜県	16.1%	75.9%	-	-	67.9%	47.9%	37.5%
静岡県	21.9%	45.0%	-	-	65.0%	58.0%	46.0%
愛知県	15.9%	28.5%	-	-	49.4%	45.7%	30.1%
三重県	28.8%	48.4%	-	-	60.0%	60.0%	40.0%
滋賀県	34.3%	52.5%	-	-	73.9%	65.4%	60.2%
京都府	14.8%	40.0%	-	-	40.0%		33.0%
大阪府	11.6%	47.0%	-	-	64.0%	44.0%	38.0%
兵庫県	19.2%	37.5%	44.2%	37.9%	55.8%	46.8%	47.1%
奈良県	17.4%	27.3%	-	-	47.0%	42.0%	31.0%
和歌山県	20.5%	34.3%	-	-	55.6%	46.4%	42.1%
鳥取県	24.6%	13.9%	-	-	60.0%		
徳島県	23.4%	36.0%	41.0%	-	概ね50%以上		概ね40%以上

	2018年度末実績	5年目 (2024年度末)	7年目 (2026年度末)		10年目 (2029年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%	50.0%以上
岡山県 (岡山市)	32.7% (14.0%)	75.7%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%
広島県 (広島市)	14.1% (18.8%)	29.0%	-	-	43.5%	44.0%	42.4%
山口県	20.0%	34.5%	-	-	45.0%		
徳島県	12.8%	60.0%	60.0%	55.0%	60.0%	55.0%	43.0%
香川県	23.8%	52.0%	40.5%(全年齢合計)		70.0%	70.0%	40.0%
愛媛県	18.1%	48.0%	56.0%	60.7%	72.0%	77.0%	33.3%
高知県	18.7%	41.2%	-	-	65.0%	60.0%	50.0%
福岡県	20.7%	52.4%	60.7%	60.4%	60.7%	60.4%	41.9%
佐賀県	31.1%	75.0%	63.0%	75.0%	76.9%	81.5%	48.0%
長崎県	17.6%	62.1%	75.0%	37.4%	75.0%	50.9%	40.3%
熊本県 (熊本市)	12.4% (10.8%)	46.4%	55.9%	44.2%	69.8%	58.7%	30.3%
大分県	33.1%	75.8%	-	-	75.0%	50.0%~ 75.0%	35.0%~ 50.0%
宮崎県	13.4%	38.2%	-	-	54.0%	44.0%	35.0%
鹿児島県	17.5%	39.7%	39.7%	56.5%	38.6%	58.2%	37.4%
沖縄県	34.7%	57.4%	-	-	40.0%		
仙台市	27.7%	38.9%	46.4%	52.5%	57.6%	65.0%	44.3%
横浜市	15.2%	33.1%	38.7%	43.0%	45.3%	46.9%	31.4%
川崎市	23.2%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	75.0%	50.0%
相模原市	16.9%	75.0%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	50.0%
静岡市	48.5%	53.3%	-	-	64.0%	58.0%	52.0%
浜松市	26.7%	75.0%	-	-	67.0%	59.0%	49.0%
名古屋市	14.4%	45.0%	-	-	70.0%	30.0%	30.0%
京都市	13.1%	74.3%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%
大阪市	16.5%	25.5%	-	-	41.0%	42.9%	33.9%
堺市	12.4%	31.4%	-	-	46.0%	37.3%	32.2%
神戸市	12.4%	37.3%	-	-	58.3%		30.9%
北九州市	19.1%	38.6%	42.2%	42.9%	48.9%	47.0%	32.1%
福岡市	47.9%	77.1%	75.8%	76.9%	76.7%	75.0%	58.8%
横須賀市	18.9%	35.7%	-	-	45.0%		
明石市		85.7%	-	-	100.0%	100.0%	62.1%

(※) 都道府県社会的養育推進計画を作成した際の目標値とは別に、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を踏まえた目標値を設定している場合があり、その場合において、上記では、後者の目標値を令和3年3月31日時点の状況で記載している。

網の目が粗すぎる日本の児童相談所設置

	日本	アメリカ	イギリス(イングランド)	ドイツ									
人口	1億2710万人(H27)	3億2780万人(H30)	5560万人(H29)	8270万人(H29)									
根拠法	・児童福祉法 ・児童虐待防止法	・児童虐待防止対策法(連邦) ・独自の法的、行政的なプログラム(各州)	・1989年児童法 ・2004年児童法	・社会法典第8編 ・児童保護法 ・民法 ・刑法									
児童虐待の定義	保護者がその監護する児童について行う以下の行為をいう。 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待	・児童虐待とネグレクト ・性的虐待	法律上、虐待に特化した定義なし。	・法律上の明確な定義なし。 ・民法第1666条第1項において、「子の福祉の危険」について身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクトに区分して規定。									
児童虐待対応で調査や子どもの保護を実施している機関	児童相談所(都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市が設置)	児童保護サービス機関(州又は郡の公的な児童福祉部門の一部)	Children Social Care	青少年局									
設置数	220ヵ所(R2.7) ※1ヵ所当たりの人口約58万人(※1) ↓ <table><tr><td>全中核市に設置</td><td>+57ヵ所</td><td>46万人に1ヵ所</td></tr><tr><td>さらに全特別区に設置</td><td>+20ヵ所</td><td>43万人に1ヵ所</td></tr><tr><td>合計</td><td>297ヵ所</td><td></td></tr></table>	全中核市に設置	+57ヵ所	46万人に1ヵ所	さらに全特別区に設置	+20ヵ所	43万人に1ヵ所	合計	297ヵ所		各州に置かれているが、児童福祉担当機関の規模は州によって異なる。 (例) ○ロサンゼルス郡 人口約870万人/CPS17支所 1支所当たりの人口約51万人(※1) ○マサチューセッツ州(精査中) 人口約686万人/DCF地域事務所28ヶ所 1地方事務所当たりの人口約24万人(※1) ○オレゴン州(精査中) 人口約414万人/DHSの虐待通報窓口36ヶ所 1窓口当たりの人口約12万人(※1)	各地方自治体(152自治体)に置かれている。 大きな地方自治体によっては、支部等が置かれているが、どのような配置にするかは地方自治体によって異なる。 ※1自治体当たりの人口約37万人(※1)	広域主体(16州)に一つの州青少年局、地域主体に一つの青少年局が置かれている(511ヶ所)。 ※1ヵ所当たりの人口約16万人(※1)
全中核市に設置	+57ヵ所	46万人に1ヵ所											
さらに全特別区に設置	+20ヵ所	43万人に1ヵ所											
合計	297ヵ所												

※1 人口を機械的に割ったもの。

※2 アメリカでChild protective servicesを担う行政機関は、州によって名称が異なる。(Department of Children & Families, Department of Human Services等)
 【出典】外務省HP、マサチューセッツ州DCFHP、オレゴン州DHSHP、アメリカ統計局HP、イギリス統計局HP

平成26年厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ(アメリカ、イギリス、ドイツ)

「アメリカ・イギリス・ドイツにおける児童虐待対応について」(児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会(第3回)(平成26年10月31日)増沢 高氏(子どもの虹情報研修センター研修部長)提出資料)

岩志和一郎編著「児童福祉と司法の間の子ども福祉—ドイツにみる児童虐待防止のための諸力連携—」(尚学社)(2018年11月)

(出典) 厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

フォスタリング機関による里親等支援

「新しい社会的養育ビジョン」【抜粋】(平成29年8月2日)

《フォスタリング機関とは?》

里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の過程及び委託後の里親養育(一連の包括的な業務を「フォスタリング業務」と呼ぶ)は、里親とフォスタリング業務を行う組織がチームを組みながら行うことで質の高いものとすることが求められる。そのため、フォスタリング業務を包括的に行う機関(以下、**フォスタリング機関**)は十分な専門性と経験を積んだ多職種人材からなるソーシャルワークを集団で行う組織であることが必須である。(P33)

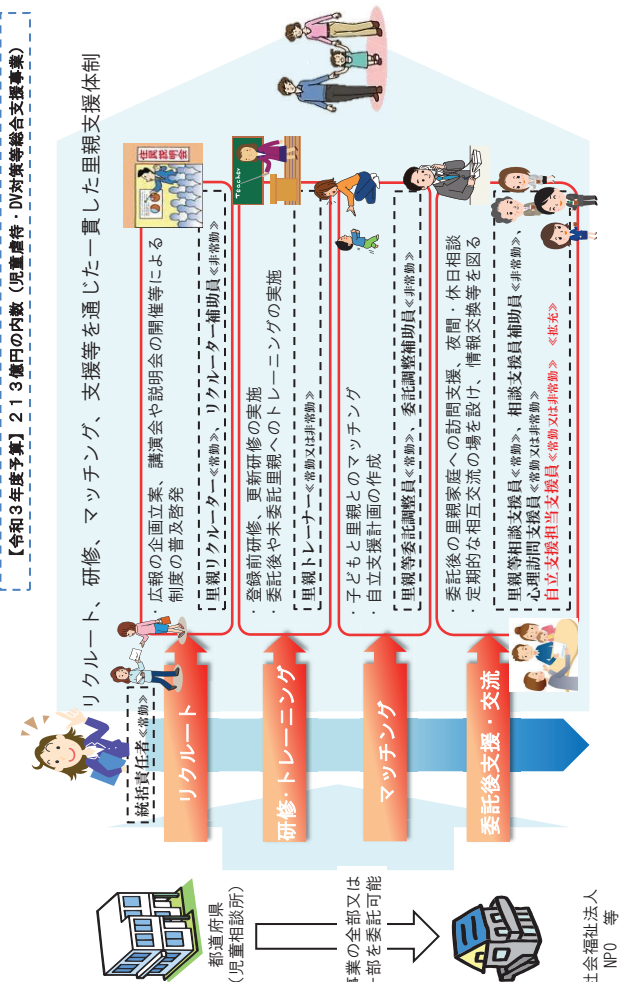
《「家庭養育優先原則」の徹底とフォスタリング機関創設》

(5) 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標
 特に就学前の子どもの場合は、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。(P3~4)

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」【抜粋】(平成30年7月6日)

・2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制を構築すること。(P14)

里親養育包括支援(フォスタリング)事業イメージ



平成30年 2 月 1 日時点

年齢区分別の里親等委託率について

自治体	3歳未満				3歳以上就学前				学童期				合計			
	里親等	施設	合計	里親等委託率	里親等	施設	合計	里親等委託率	里親等	施設	合計	里親等委託率	里親等	施設	合計	里親等委託率
北海道	51人	46人	97人	52.6%	107人	103人	210人	51.0%	405人	1,198人	1,603人	25.3%	563人	1,347人	1,910人	29.5%
青森県	5人	23人	28人	17.9%	11人	20人	31人	35.5%	72人	213人	285人	25.3%	88人	256人	344人	25.6%
岩手県	4人	27人	31人	12.9%	6人	41人	47人	12.8%	89人	226人	315人	28.3%	99人	294人	393人	25.2%
宮城県	13人	41人	54人	24.1%	17人	50人	67人	25.4%	157人	291人	448人	35.0%	187人	382人	569人	32.9%
秋田県	1人	18人	19人	5.3%	5人	15人	20人	25.0%	12人	150人	162人	7.4%	18人	183人	201人	9.0%
山形県	3人	11人	14人	21.4%	8人	19人	27人	29.6%	33人	187人	220人	15.0%	44人	217人	261人	16.9%
福島県	16人	11人	27人	59.3%	17人	33人	50人	34.0%	60人	283人	343人	17.5%	93人	327人	420人	22.1%
茨城県	2人	59人	61人	3.3%	8人	83人	91人	8.8%	92人	538人	630人	14.6%	102人	680人	782人	13.0%
栃木県	7人	75人	82人	8.5%	10人	72人	82人	12.2%	97人	409人	506人	19.2%	114人	556人	670人	17.0%
群馬県	7人	54人	61人	11.5%	11人	63人	74人	14.9%	62人	305人	367人	16.9%	80人	422人	502人	15.9%
埼玉県	28人	192人	220人	12.7%	70人	161人	231人	30.3%	310人	1,127人	1,437人	21.6%	408人	1,480人	1,888人	21.6%
千葉県	51人	86人	137人	37.2%	53人	100人	153人	34.6%	220人	786人	1,006人	21.9%	324人	972人	1,296人	25.0%
東京都	49人	387人	436人	11.2%	91人	364人	455人	20.0%	400人	2,649人	3,049人	13.1%	540人	3,400人	3,940人	13.7%
神奈川県	49人	215人	264人	18.6%	65人	220人	285人	22.8%	231人	1,390人	1,621人	14.3%	345人	1,825人	2,170人	15.9%
新潟県	12人	19人	31人	38.7%	17人	17人	34人	50.0%	111人	151人	262人	42.4%	140人	187人	327人	42.8%
富山県	2人	12人	14人	14.3%	1人	15人	16人	6.3%	25人	99人	124人	20.2%	28人	126人	154人	18.2%
石川県	3人	16人	19人	15.8%	5人	18人	23人	21.7%	37人	168人	205人	18.0%	45人	202人	247人	18.2%
福井県	2人	10人	12人	16.7%	4人	21人	25人	16.0%	23人	156人	179人	12.8%	29人	187人	216人	13.4%
山梨県	6人	18人	24人	25.0%	13人	16人	29人	44.8%	65人	201人	266人	24.4%	84人	235人	319人	26.3%
長野県	4人	45人	49人	8.2%	16人	53人	69人	23.2%	62人	456人	518人	12.0%	82人	554人	636人	12.9%
岐阜県	16人	24人	40人	40.0%	10人	48人	58人	17.2%	58人	413人	471人	12.3%	84人	485人	569人	14.8%
静岡県	33人	57人	90人	36.7%	34人	81人	115人	29.6%	163人	441人	604人	27.0%	230人	579人	809人	28.4%
愛知県	39人	157人	196人	19.9%	46人	213人	259人	17.8%	180人	1,344人	1,524人	11.8%	265人	1,714人	1,979人	13.4%
三重県	18人	41人	59人	30.5%	23人	45人	68人	33.8%	93人	328人	421人	22.1%	134人	414人	548人	24.5%
滋賀県	2人	15人	17人	11.8%	6人	23人	29人	20.7%	97人	134人	231人	42.0%	105人	172人	277人	37.9%
京都府	6人	61人	67人	9.0%	8人	65人	73人	11.0%	84人	520人	604人	13.9%	98人	646人	744人	13.2%
大阪府	58人	285人	343人	16.9%	60人	349人	409人	14.7%	254人	1,980人	2,234人	11.4%	372人	2,614人	2,986人	12.5%
兵庫県	20人	126人	146人	13.7%	28人	187人	215人	13.0%	199人	1,192人	1,391人	14.3%	247人	1,505人	1,752人	14.1%
奈良県	3人	24人	27人	11.1%	10人	33人	43人	23.3%	43人	239人	282人	15.2%	56人	296人	352人	15.9%
和歌山県	4人	28人	32人	12.5%	14人	43人	57人	24.6%	58人	267人	325人	17.8%	76人	338人	414人	18.4%
鳥取県	1人	24人	25人	4.0%	7人	31人	38人	18.4%	54人	148人	202人	26.7%	62人	203人	265人	23.4%
島根県	4人	15人	19人	21.1%	5人	20人	25人	20.0%	39人	99人	138人	28.3%	48人	134人	182人	26.4%
岡山県	11人	22人	33人	33.3%	17人	36人	53人	32.1%	88人	369人	457人	19.3%	116人	427人	543人	21.4%
広島県	8人	43人	51人	15.7%	19人	102人	121人	15.7%	94人	564人	658人	14.3%	121人	709人	830人	14.6%
山口県	3人	30人	33人	9.1%	10人	48人	58人	17.2%	80人	358人	438人	18.3%	93人	436人	529人	17.6%
徳島県	3人	24人	27人	11.1%	5人	19人	24人	20.8%	33人	214人	247人	13.4%	41人	257人	298人	13.8%
香川県	4人	15人	19人	21.1%	6人	26人	32人	18.8%	36人	118人	154人	23.4%	46人	159人	205人	22.4%
愛媛県	6人	39人	45人	13.3%	3人	55人	58人	5.2%	63人	346人	409人	15.4%	72人	440人	512人	14.1%
高知県	4人	29人	33人	12.1%	7人	47人	54人	13.0%	53人	265人	318人	16.7%	64人	341人	405人	15.8%
福岡県	22人	117人	139人	15.8%	39人	149人	188人	20.7%	354人	968人	1,322人	26.8%	415人	1,234人	1,649人	25.2%
佐賀県	8人	21人	29人	27.6%	7人	25人	32人	21.9%	52人	177人	229人	22.7%	67人	223人	290人	23.1%
長崎県	6人	20人	26人	23.1%	7人	35人	42人	16.7%	76人	387人	463人	16.4%	89人	442人	531人	16.8%
熊本県	7人	44人	51人	13.7%	11人	79人	90人	12.2%	74人	556人	630人	11.7%	92人	679人	771人	11.9%
大分県	10人	22人	32人	31.3%	20人	39人	59人	33.9%	105人	188人	293人	35.8%	135人	249人	384人	35.2%
宮崎県	2人	31人	33人	6.1%	8人	45人	53人	15.1%	45人	311人	356人	12.6%	55人	387人	442人	12.4%
鹿児島県	6人	47人	53人	11.3%	13人	101人	114人	11.4%	97人	552人	649人	14.9%	116人	700人	816人	14.2%
沖縄県	17人	23人	40人	42.5%	21人	45人	66人	31.8%	117人	310人	427人	27.4%	155人	378人	533人	29.1%
合計	636人	2,749人	3,385人	18.8%	979人	3,473人	4,452人	22.0%	5,252人	23,771人	29,023人	18.1%	6,867人	29,993人	36,860人	18.6%

【出典】児童養護施設入所児童等調査

里親養育包括支援（フォスタリング）事業の自治体別交付決定額一覧（令和2年度）

自治体名	交付決定額
北海道	4,032千円
青森県	10,664千円
岩手県	2,212千円
宮城県	21,828千円
秋田県	5,933千円
山形県	2,341千円
福島県	4,773千円
茨城県	28,970千円
栃木県	4,502千円
群馬県	9,008千円
埼玉県	30,316千円
千葉県	16,254千円
東京都	147,112千円
神奈川県	25,969千円
新潟県	6,579千円
富山県	4,318千円
石川県	4,856千円
福井県	125千円
山梨県	2,009千円
長野県	8,933千円
岐阜県	35,714千円
静岡県	24,050千円
愛知県	14,776千円
三重県	18,555千円
滋賀県	8,761千円

自治体名	交付決定額
京都府	3,064千円
大阪府	81,264千円
兵庫県	10,471千円
奈良県	6,511千円
和歌山県	18,019千円
鳥取県	6,373千円
島根県	1,620千円
岡山県	3,500千円
広島県	8,391千円
山口県	10,196千円
徳島県	3,071千円
香川県	3,264千円
愛媛県	175千円
高知県	14,932千円
福岡県	30,077千円
佐賀県	11,451千円
長崎県	9,442千円
熊本県	20,552千円
大分県	7,918千円
宮崎県	14,092千円
鹿児島県	3,085千円
沖縄県	16,370千円
札幌市	8,146千円
仙台市	3,861千円
さいたま市	2,033千円

自治体名	交付決定額
千葉市	15,052千円
世田谷区	23,161千円
江戸川区	17,590千円
荒川区	17,493千円
横浜市	20,428千円
川崎市	28,337千円
相模原市	3,335千円
新潟市	77千円
静岡市	12,659千円
浜松市	3,548千円
名古屋市	9,873千円
京都市	14,045千円
大阪市	17,139千円
堺市	7,432千円
神戸市	10,350千円
岡山市	3,289千円
広島市	231千円
北九州市	3,541千円
福岡市	31,894千円
熊本市	3,006千円
横須賀市	2,643千円
金沢市	100千円
明石市	6,522千円
合計	992,213千円

【負担割合】

国：1／2、

都道府県・指定都市・
児童相談所設置市：1／2

都道府県別フオスタリング事業の実施状況①

令和元年度の里親養育包括支援（フオスタリング）事業の補助金の実績報告書をもとに集計した実施状況。
補助金の申請自体がない場合には、フオスタリング事業を実施しているかどうか不明であるため、「－」を記載している。

自治体名	か所数			実施機関詳細					自治体名	か所数			実施機関詳細													
	自治体	民間委託		実施機関名	①普及促進、 リクルート事 業	②里親研修・ トレーニング 事業	③里親委託推 進等事業	④里親訪問等 支援事業		自治体	民間委託		実施機関名	①普及促進、 リクルート事 業	②里親研修・ トレーニング 事業	③里親委託推 進等事業	④里親訪問等 支援事業									
北海道	10か所	9か所	1か所	自治体	北海道（本庁）	○	○	○	埼玉県	8か所	6か所	2か所	自治体	中央児童相談所	○	○	○									
					北海道中央児童相談所	○	○	○						○	南児児童相談所	○	○	○								
					北海道旭川児童相談所	○	○	○						○	川越児童相談所	○	○	○								
					北海道帯広児童相談所	○	○	○						○	所沢児童相談所	○	○	○								
					北海道釧路児童相談所	○	○	○						○	熊谷児童相談所	○	○	○								
					北海道函館児童相談所	○	○	○						○	越谷児童相談所（草加支所を含む）	○	○	○								
					北海道北見児童相談所	○	○	○						○	（特非）キアセット	○	○									
					北海道岩見沢児童相談所	○	○	○						○	（一社）埼玉里親会		○	○								
					北海道室蘭児童相談所	○	○	○						○	（特非）子ども家庭サポートセンターちば	○		○	○							
				民間	（一社）北海道里親会連合会	○							○	（特非）千葉県里親家庭支援センター			○	○								
青森県	5か所	1か所	4か所	自治体	児童相談所	○	○	○	千葉県	5か所	－	5か所	民間	千葉県里親会	○											
					（社福）藤聖母園	○	○	○						（社福）恩賜財団母子愛育会		○										
				民間	（社福）ひまわり乳児院	○	○	○						（特非）キアセット	○	○	○	○								
					（社福）弘前乳児院	○	○	○						（一社）東京公認心理師協会	○	○	○									
					青森里親連合会	○	○	○						（社福）二葉保育園二葉乳児院	○	○	○									
岩手県	4か所	4か所	－	自治体	岩手県（本庁）		○		東京都	5か所	－	5か所	民間	養育家庭の会		○	○									
					岩手県福祉総合相談センター	○	○	○						（特非）バディチーム			○									
					岩手県一関児童相談所	○	○	○																		
					岩手県宮古児童相談所	○	○	○																		
宮城県	7か所	4か所	3か所	自治体	宮城県	○	○		神奈川県	12か所	5か所	7か所	自治体	中央児童相談所	○	○	○									
					中央児童相談所			○						平塚児童相談所	○	○	○									
					北部児童相談所			○						鎌倉三浦地域児童相談所	○	○	○									
				民間	東部児童相談所			○						小田原児童相談所	○	○	○									
					みやぎ里親支援センターけやき	○		○						厚木児童相談所	○	○	○									
					恩賜財団母子愛育会		○							里親センター	○	○	○									
秋田県	6か所	1か所	5か所	自治体	宮城県なごみの会		○		新潟県	3か所	1か所	2か所	自治体	子ども自立生活支援センター	○	○	○									
					中央児童相談所			○						家庭養育支援センター（5箇所）	○	○	○									
				民間	秋田赤十字乳児院	○	○							新潟県	○		○									
					陽清学園	○	○							（社福）恩賜財団母子愛育会	○											
					感恩講児童保育院	○	○							（社福）新潟カリタス会		○										
山形県	3か所	1か所	2か所	自治体	聖国大使館	○	○		富山県	3か所	－	3か所	民間	日本赤十字社富山県支部	○	○	○									
					県南愛児園	○	○							（社福）恩賜母子愛育会		○										
				民間	山形県		○							富山県里親会			○									
					（社福）寒河江学園	○	○	○						中央児童相談所	○	○	○									
福島県	4か所	4か所	－	自治体	（社福）恩賜財団済生会支部山形県済生会		○		石川県	2か所	2か所	－	自治体	七尾児童相談所	○	○	○									
					中央児童相談所	○	○	○						○	児童相談所	○	○									
					県中児童相談所	○	○	○						○	山梨県	1か所	1か所	－								
					会津児童相談所	○	○	○						○	長野県	3か所	2か所	1か所								
					浜児児童相談所	○	○	○						○	岐阜県	9か所	6か所	3か所								
茨城県	9か所	4か所	5か所	自治体	茨城県里親連合会		○							自治体	子ども家庭課	○	○	子ども家庭課	○	○	○					
					中央児童相談所			○														中央子ども相談センター	○	○	○	○
					土浦児童相談所			○														西濃子ども相談センター	○	○	○	○
					筑西児童相談所			○														中濃子ども相談センター	○	○	○	○
					（社福）同仁会 内原和歌寮	○																東濃子ども相談センター	○	○	○	○
				民間	（社福）同仁会 つくば香風寮	○									飛騨子ども相談センター	○	○	○	○							
					（社福）茨城県道心園			○							（社福）日本児童育成会		○									
					茨城県児童福祉施設協議会			○							（社福）樹心会		○									
					（社福）恩賜財団母子愛育会			○							岐阜県里親連合会		○	○	○							
					茨城県里親連合会			○							静岡県											
栃木県	3か所	3か所	－	自治体	中央児童相談所	○	○	○	静岡県	9か所	6か所	3か所	自治体	賀茂児童相談所	○	○	○									
					県南児童相談所	○	○	○						○	東部児童相談所	○	○	○	○							
					県北児童相談所	○	○	○						○	富士児童相談所	○	○	○	○							
群馬県	4か所	1か所	3か所	自治体	児童相談所	○	○	○	静岡県	9か所	6か所	3か所	民間	中央児童相談所	○	○	○									
					群馬県里親の会			○						西部児童相談所	○	○	○	○								
				民間	群馬県児童養護施設連絡協議会			○						恵明学園児童家庭支援センタースマイル	○	○	○	○								
					（社福）恩賜財団母子愛育会			○						誠信会児童家庭支援センターバラソル	○	○	○	○								

都道府県別フオスティング事業の実施状況②

自治体名	か所数			実施機関詳細					自治体名	か所数			実施機関詳細				
	自治体	民間委託		実施機関名	①普及促進・リクルート事業	②里親研修・トレーニング事業	③里親委託推進等事業	④里親訪問等支援事業		自治体	民間委託		実施機関名	①普及促進・リクルート事業	②里親研修・トレーニング事業	③里親委託推進等事業	④里親訪問等支援事業
愛知県	3か所	3か所	—	自治体 愛知県 中央児童・障害者相談センター 西三河児童・障害者相談センター	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	熊本県	3か所	2か所	1か所	自治体 熊本県中央児童相談所 熊本県八代児童相談所 （特非）優里の会	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
三重県	5か所	1か所	4か所	自治体 児童相談センター 社会福祉法人（委託） NPO法人（委託） 母子愛育会及び児童養護施設 里親会	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	大分県	1か所	1か所	—	自治体 中央児童相談所 （特非）みやざき子ども文化センター	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
滋賀県	1か所	—	1か所	民間 （社福）小鳩会	○	○	○	○	宮崎県	3か所	—	3か所	民間 子ども家庭支援センターつぼみ 児童家庭支援センターゆうりん	○	○	○	○
京都府	1か所	1か所	—	自治体 家庭支援総合センター	○	○	○	○	鹿児島県	3か所	1か所	2か所	自治体 中央児童相談所 民間 鹿児島県里親会 児童養護施設 南さつま子どもの家	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
大阪府	3か所	—	3か所	民間 （特非）キアアセット （公社）家庭養護促進協会 （社福）和泉乳児院	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	沖縄県	4か所	2か所	2か所	自治体 沖縄県中央児童相談所 沖縄県コザ児童相談所 沖縄県里親会 民間 （社福）袋中国吉水寮（乳児院）	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
兵庫県	2か所	1か所	1か所	自治体 児童相談所 民間 （公社）家庭養護促進協会	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	札幌市	7か所	1か所	6か所	自治体 札幌市児童相談所 （社福）常徳会 （社福）北翔会 民間 札幌市里親会 （社福）扶桑苑 （社福）麦の子会 （社福）恩賜財団母子愛育会	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
奈良県	3か所	1か所	2か所	自治体 子ども家庭相談センター（児童相談所） 民間 （社福）天理 （社福）恩賜財団母子愛育会	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	仙台市	2か所	2か所	—	自治体 仙台市児童相談所 子供未来局子供育成部子供家庭支援課	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
和歌山県	3か所	1か所	2か所	自治体 和歌山県子ども・女性・障害者相談者センター 民間 里親支援機関「なでしこ」 里親支援機関ほっと	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	さいたま市	1か所	1か所	—	自治体 さいたま市児童相談所	○	○	○	○
鳥取県	1か所	—	1か所	民間 （社福）鳥取子ども学園	○	○	○	○	千葉市	2か所	1か所	1か所	民間 （特非）キアアセット	○	○	○	○
鳥根県	8か所	5か所	3か所	自治体 鳥根県青少年家庭課 中央児童相談所 出雲児童相談所 浜田児童相談所 益田児童相談所 民間 鳥根県里親会 鳥根県社会福祉士会 恩賜財団母子愛育会	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	横浜市	2か所	2か所	—	自治体 中央児童相談所	○	○	○	○
岡山県	3か所	3か所	—	自治体 中央児童相談所 倉敷児童相談所 津山児童相談所	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	川崎市	1か所	—	1か所	民間 （特非）キアアセット	○	○	○	○
広島県	4か所	3か所	1か所	自治体 西部子ども家庭センター 東部子ども家庭センター 北部子ども家庭センター 民間 株式会社みづま	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	相模原市	2か所	1か所	1か所	自治体 児童相談所 民間 （社福）中心会	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
山口県	1か所	1か所	—	自治体 中央児童相談所	○	○	○	○	新潟市	1か所	1か所	—	自治体 新潟市児童相談所	○	○	○	○
徳島県	2か所	1か所	1か所	自治体 徳島県 民間 子ども家庭支援センターひかり	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	静岡市	1か所	—	1か所	民間 （特非）静岡市里親支援センター	○	○	○	○
香川県	1か所	1か所	—	自治体 香川県子ども女性相談センター（児童相談所）	○	○	○	○	浜松市	1か所	1か所	—	自治体 浜松市児童相談所	○	○	○	○
愛媛県	1か所	—	1か所	民間 愛媛県里親連合会	○	○	○	○	名古屋市	1か所	1か所	—	自治体 名古屋市児童相談所	○	○	○	○
高知県	1か所	—	1か所	民間 社会福祉法人（乳児院）	○	○	○	○	京都市	2か所	—	2か所	民間 （社福）積慶園 京都市里親会	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
福岡県	7か所	6か所	1か所	自治体 福岡児童相談所 久留米児童相談所 田川児童相談所 大牟田児童相談所 宗像児童相談所 京築児童相談所 民間 子ども家庭支援センターあまぎやま	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大阪市	3か所	1か所	2か所	自治体 大阪市子ども相談センター （公社）家庭養護促進協会 民間 大阪府里親会	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
佐賀県	2か所	1か所	1か所	自治体 佐賀県中央児童相談所 民間 （社福）洗心和尚会	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	堺市	1か所	1か所	—	自治体 堺市児童相談所	○	○	○	○
長崎県	3か所	2か所	1か所	自治体 長崎子ども・女性・障害者支援センター 佐世保子ども・女性・障害者支援センター 民間 （社福）光と緑の園	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	神戸市	2か所	2か所	—	自治体 神戸市子ども家庭センター 神戸市子ども家庭局家庭支援課	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
									岡山市	1か所	1か所	—	自治体 岡山市子ども総合相談所	○	○	○	○
									広島市	1か所	1か所	—	自治体 広島市児童相談所	○	○	○	○
									北九州市	—	—	—					
									福岡市	2か所	1か所	1か所	自治体 福岡市子ども総合相談センター（児童相談所） 民間 （特非）キアアセット	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
									熊本市	1か所	1か所	—	自治体 熊本市児童相談所	○	○	○	○
									横須賀市	1か所	1か所	—	自治体 横須賀市児童相談所	○	○	○	○
									金沢市	—	—	—					
									明石市	2か所	1か所	1か所	自治体 明石子どもセンター 民間 （公社）家庭養護促進協会神戸事務所	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
									（計）	222か所	120か所	102か所					

里親支援専門相談員の配置状況

自治体名	里親支援専門相談員配置施設数			自治体名	里親支援専門相談員配置施設数			自治体名	里親支援専門相談員配置施設数		
		児童養護施設	乳児院			児童養護施設	乳児院			児童養護施設	乳児院
北海道	8か所	7か所	1か所	滋賀県	5か所	4か所	1か所	仙台市	6か所	4か所	2か所
青森県	9か所	6か所	3か所	京都府	3か所	1か所	2か所	さいたま市	4か所	2か所	2か所
岩手県	8か所	6か所	2か所	大阪府	24か所	20か所	4か所	千葉市	4か所	3か所	1か所
宮城県	1か所	1か所	0か所	兵庫県	8か所	7か所	1か所	横浜市	3か所	0か所	3か所
秋田県	5か所	4か所	1か所	奈良県	2か所	2か所	0か所	川崎市	6か所	4か所	2か所
山形県	5か所	5か所	0か所	和歌山県	7か所	6か所	1か所	相模原市	3か所	2か所	1か所
福島県	3か所	3か所	0か所	鳥取県	7か所	5か所	2か所	新潟市	0か所	0か所	0か所
茨城県	16か所	13か所	3か所	島根県	2か所	1か所	1か所	静岡市	2か所	1か所	1か所
栃木県	12か所	9か所	3か所	岡山県	5か所	5か所	0か所	浜松市	2か所	2か所	0か所
群馬県	3か所	1か所	2か所	広島県	4か所	4か所	0か所	名古屋市	4か所	1か所	3か所
埼玉県	23か所	19か所	4か所	山口県	10か所	9か所	1か所	京都市	9か所	7か所	2か所
千葉県	14か所	11か所	3か所	徳島県	2か所	1か所	1か所	大阪市	16か所	10か所	6か所
東京都	46か所	35か所	11か所	香川県	4か所	3か所	1か所	堺市	3か所	3か所	0か所
神奈川県	15か所	12か所	3か所	愛媛県	4か所	4か所	0か所	神戸市	11か所	8か所	3か所
新潟県	1か所	0か所	1か所	高知県	6か所	5か所	1か所	岡山市	4か所	3か所	1か所
富山県	0か所	0か所	0か所	福岡県	14か所	11か所	3か所	広島市	3か所	2か所	1か所
石川県	2か所	2か所	0か所	佐賀県	5か所	4か所	1か所	北九州市	5か所	4か所	1か所
福井県	5か所	4か所	1か所	長崎県	7か所	6か所	1か所	福岡市	3か所	1か所	2か所
山梨県	2か所	1か所	1か所	熊本県	8か所	7か所	1か所	熊本市	5か所	3か所	2か所
長野県	10か所	6か所	4か所	大分県	10か所	9か所	1か所	横須賀市	2か所	1か所	1か所
岐阜県	12か所	10か所	2か所	宮崎県	12か所	10か所	2か所	金沢市	2か所	2か所	0か所
静岡県	5か所	5か所	0か所	鹿児島県	14か所	11か所	3か所	明石市	2か所	1か所	1か所
愛知県	10か所	6か所	4か所	沖縄県	4か所	3か所	1か所	合計	497か所	380か所	117か所
三重県	12か所	9か所	3か所	札幌市	4か所	3か所	1か所				

【出典】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（令和元年10月1日現在）

「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」と補助事業について

概要

- ・平成30年に、各都道府県に「都道府県社会的養育推進計画」を策定し、**里親委託率の目標を設定**するよう求めた。
- ・令和2年に上記に上乗せして、更に里親委託を加速するための、「**里親委託・施設地域分散化等加速化プラン**」の策定を都道府県に求めた。
- ・これらのプランを実現するための里親養育包括支援（フォスタリング）事業については、国費補助の下、自治体で実施。**加速化プラン導入時に、① 補助メニュー拡充 ② 補助率がさ上げ**を実施した。

補助メニュー拡充について

- 自治体が里親を支援するフォスタリング事業は、以下のメニューで平成29年から実施していた。
 - ・里親のリクルート
 - ・里親への研修
 - ・里親と子どものマッチング
 - ・里親への訪問支援
 - ・共働きの里親を支援する事業
- 「加速化プラン」導入時に、**以下のメニューを補助対象に追加**。
 - ・里子の進学・就職支援、委託解除後のアフターケア
 - ・里親による障害児養育のモデル事業
 - ・その他自治体提案型の支援事業
- これらの補助メニューは、目標にかかわらず全自治体が対象。

補助率の嵩上げについて

- 左記の補助メニューについては、その事業にかかった経費について、**一律 1/2 の補助率**で国費補助を行っていた。
 - 「加速化プラン」導入時に、**3歳未満児の里親委託率の目標を75%以上とした自治体のみ、補助率を嵩上げて 2/3 とする**制度拡充を行い、**意欲のある自治体の取組を強力に後押し**することとした。
- （※）自治体提案型の支援事業は一律10/10補助

里親に支給される手当等の構造

里親手当 養育里親 児童1人当たり月額 90,000円

専門里親 児童1人当たり月額 141,000円

※令和2年度予算において、2人目以降の手当額について、1人目と同額に引き上げ

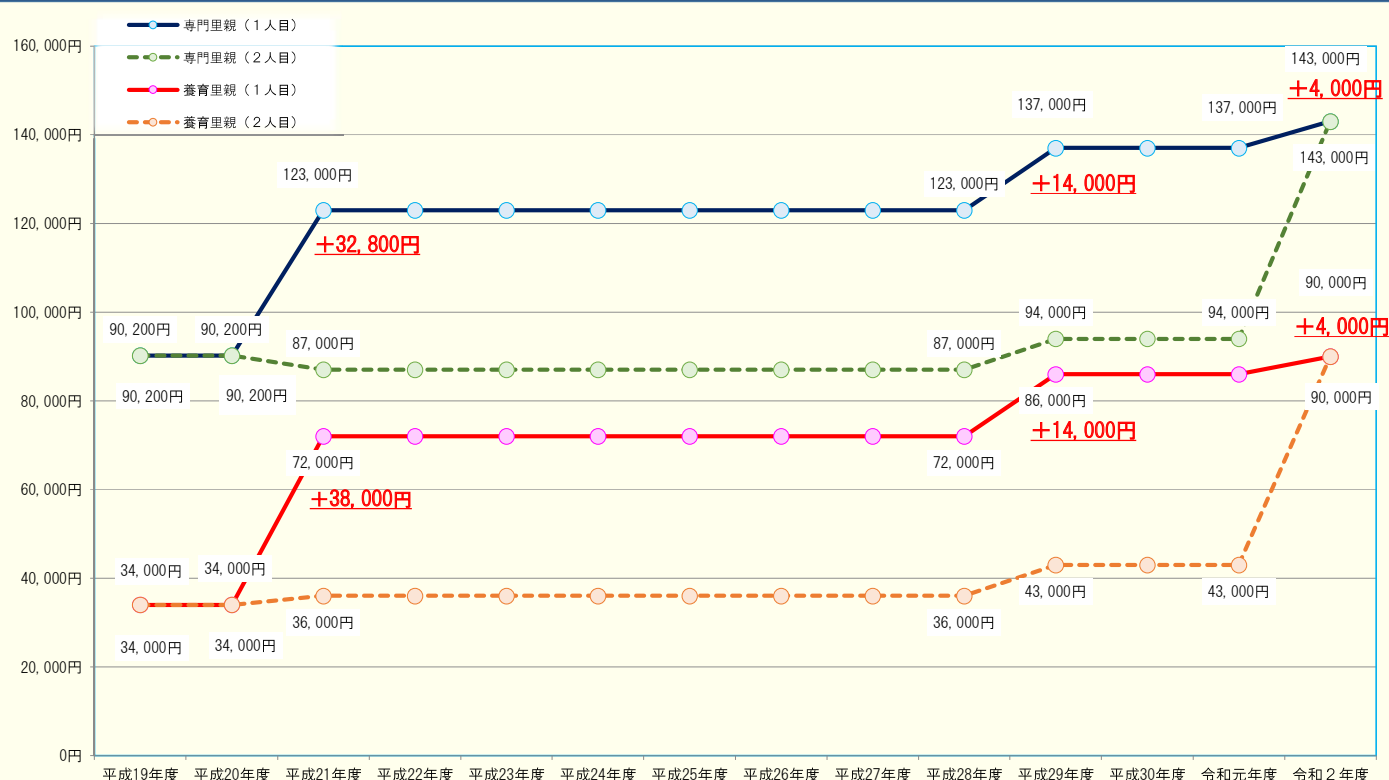
+

一般生活費（食費、被服費等） 乳児 1人当たり月額 59,510円
乳児以外 1人当たり月額 51,610円

+

その他（幼稚園費、教育費、医療費、通院費等）

里親手当額の推移



前回令和元年の児童福祉法等改正法に基づく検討状況

○ 令和元年に成立した児童福祉法等改正法の検討規定に基づき以下の対応等を行う。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
体罰禁止	9月3日 検討会	周知 施行		
職員の資格の在り方 その他資質の向上策の検討	9月10日	資質向上WG	施行後一年	
一時保護等の手続きの在り方の検討	実態把握	9月18日 検討会		
子どもの権利擁護に関する検討	調査研究 12月19日	施設等でのモデル実施 権利擁護WT等		施行後二年
民法「懲戒権」の検討（法務省）	6月20日	法制審議会 (中間試案・パブリックコメント)		
国と地方との協議の場の開催(※) ※中核市等の児相設置促進、人材確保等の検討のため、WGを設置	8月2日	協議の場		

児童福祉法等改正

「ビジョン」の宿題等、今後の主な課題

「ビジョン」関連課題

- 里親、施設での「ケアニーズに応じた措置費制度」の創設
- 施設の高機能化と施設体系の見直し
- 里親制度における専門性向上、多類型化
- 「在宅措置」の本格制定、「通所措置」の創設
- 「日本版 Ofsted」の創設

里親・特別養子縁組制度の周知徹底

- テレビ等での政府広報
- 教育、医療等の現場での周知、など

児童虐待防止対策

- 要保護児童データのICT・AI活用による早期一元管理・共有システム構築、など

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

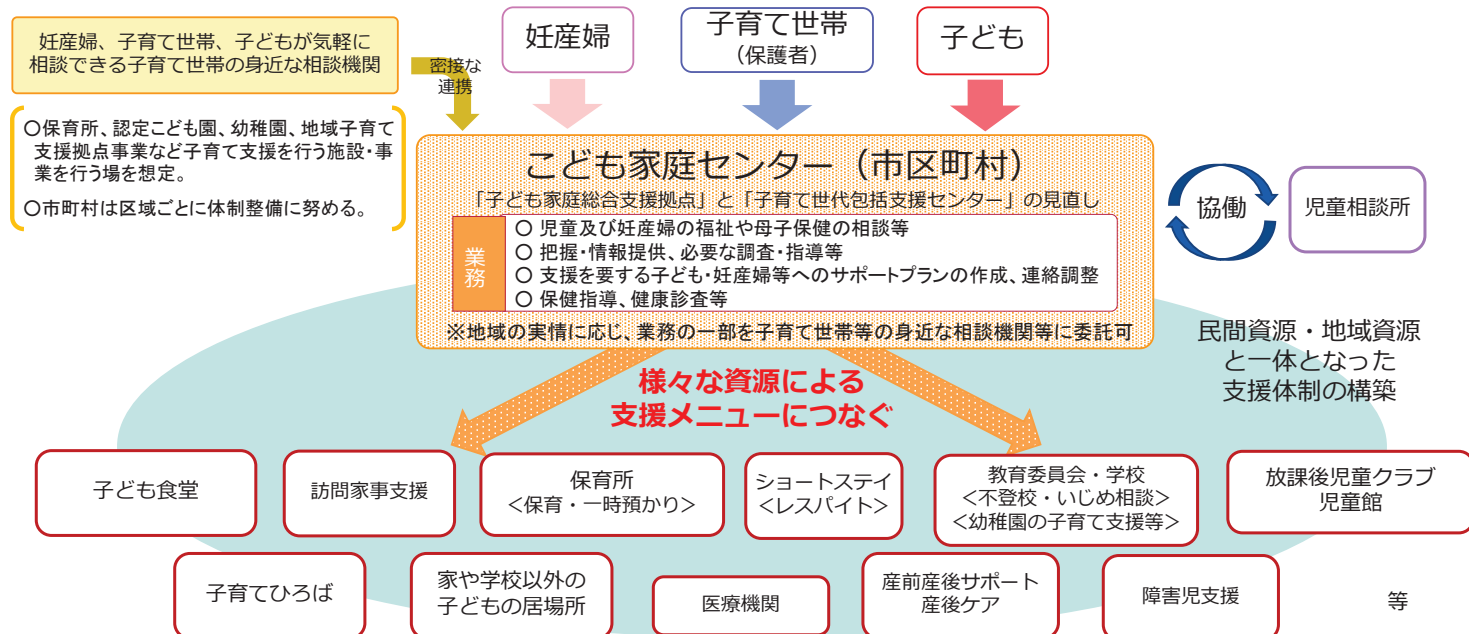
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

○ 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

○ この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



市区町村における子育て家庭への支援の充実（１．②関係）

- 要支援・要保護児童（※１）は約23万人、特定妊婦（※２）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※１ 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※２ 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

新設

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

拡充

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

都道府県等・児童相談所による支援の強化（２．関係）

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、親子再統合支援事業を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- 家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの日常生活の支援を行う。養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

社会的養育経験者の自立支援（３．①関係）

- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等の間の相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。

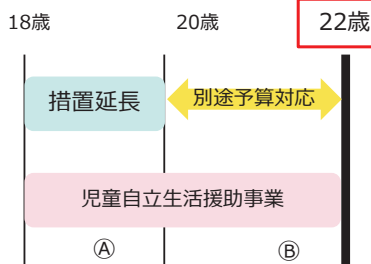
※ 措置解除者等：年間7,964人（平成30年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

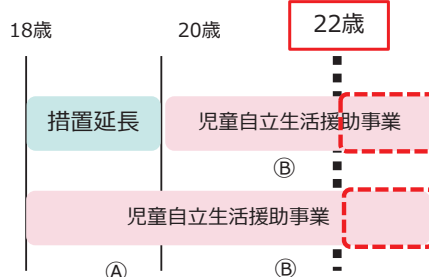
※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【現行】



- ① 義務教育を終了した児童等の満20歳に満たない者で、措置等を解除された者等
- ② 高等学校の生徒、大学生、その他の生徒又は学生で満20歳に達した日から満22歳に達する年度の末日までの間の者で満20歳に達する日の前日までに自立生活援助を利用して措置解除者等

【見直し後】



- ① 義務教育を終了した児童等の満20歳に満たない者で、措置等を解除された者等
- ② 満20歳以上の措置解除者等で高等学校の生徒、大学生その他のやむを得ない事情により自立生活援助の実施が必要と都道府県知事が認めた者

<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
 - ※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

子どもの意見聴取等の仕組みの整備（４．関係）

- 都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、
 - ① 子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、
 - ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこととし、
 - ③ 子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとする。

<子どもの権利擁護に係る環境整備>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等（※）による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。

※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

<児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（※）に意見聴取等を実施
 - ※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。
- 子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

<意見表明等支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
- 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

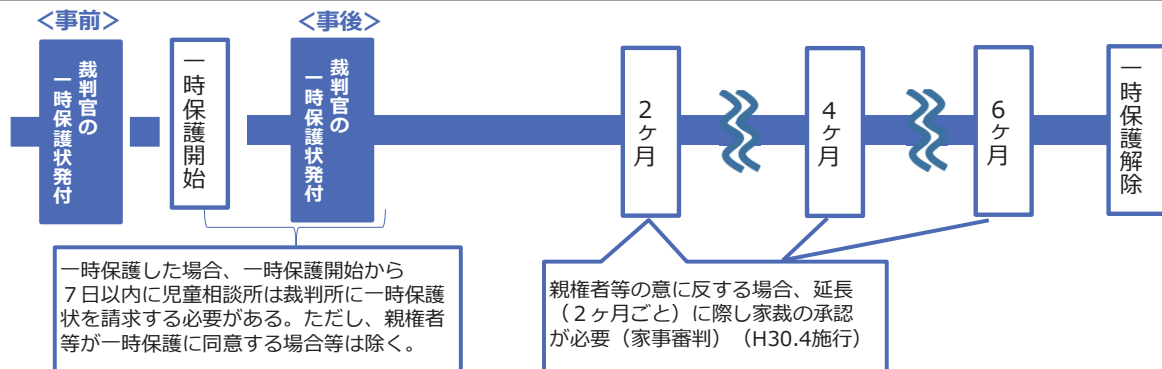
一時保護の開始時の司法審査等（５．関係）

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申し立て手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）

<一時保護所の設備・運営基準の策定等>

- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、新たに設備・運営基準を策定し、下記の内容を規定する。
 - ・ 平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
 - ・ 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護所が第三者評価を受けることとする。
- 児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。



子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（６．関係）

- 子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格（※）を導入する。

※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討

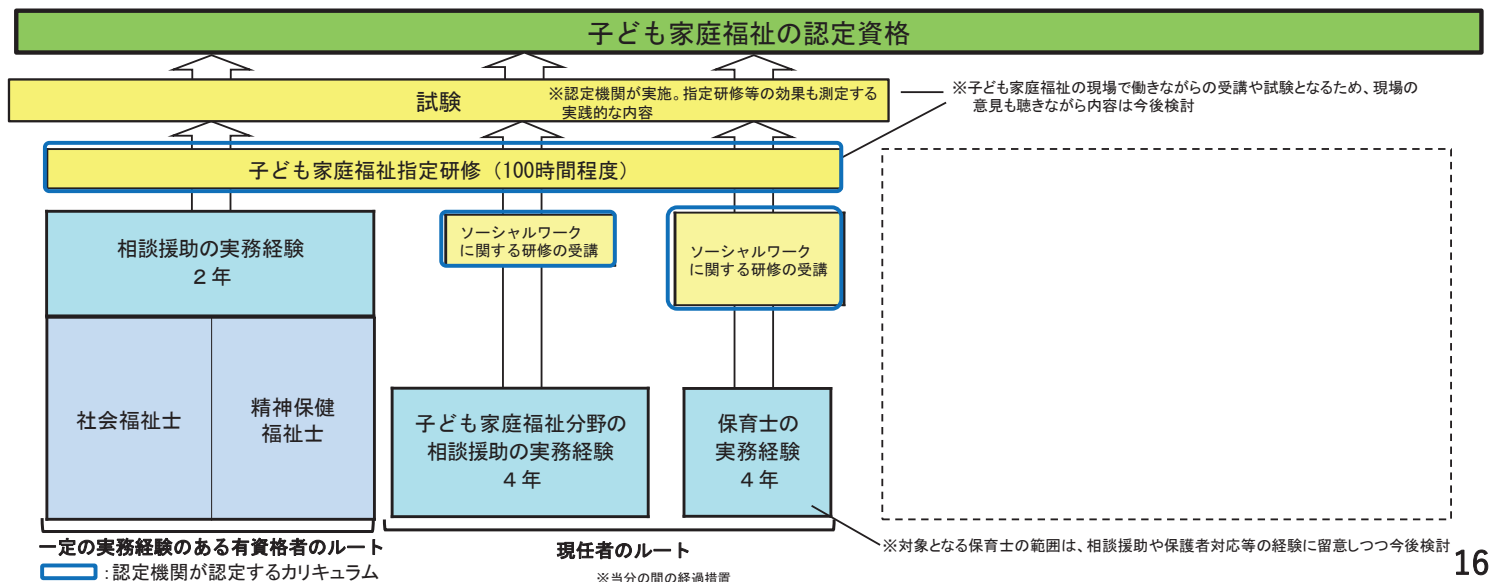
- この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づける（※¹）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※²））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※¹：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項についての確かな措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

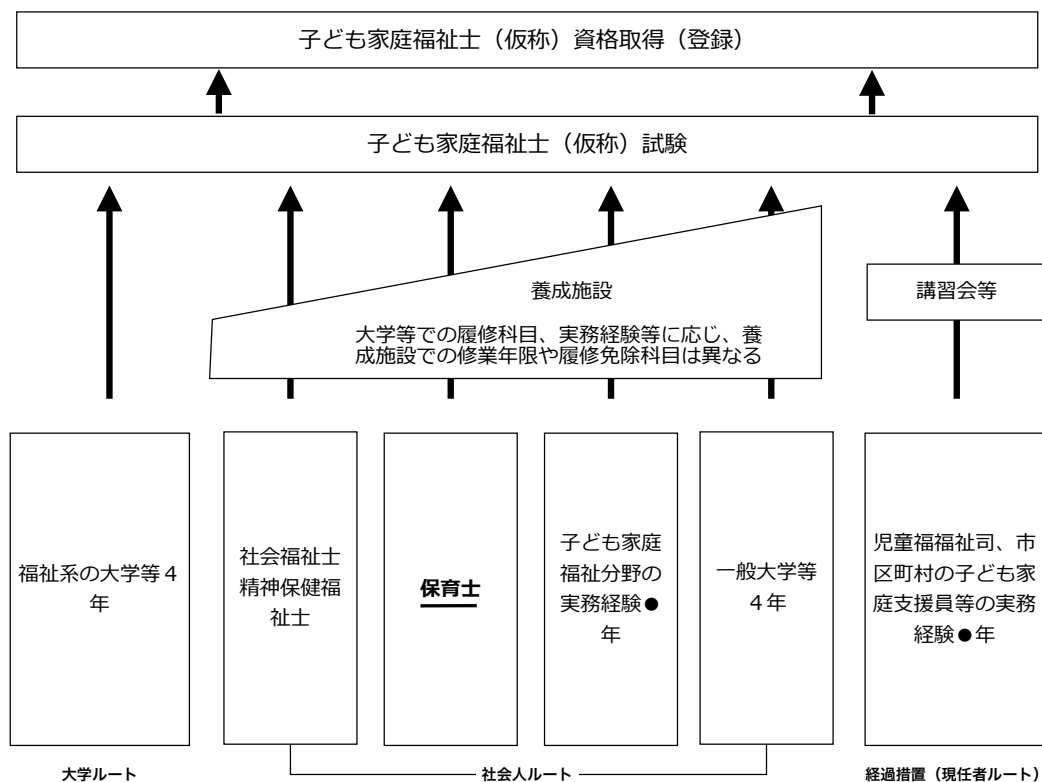
※²：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。

- 新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

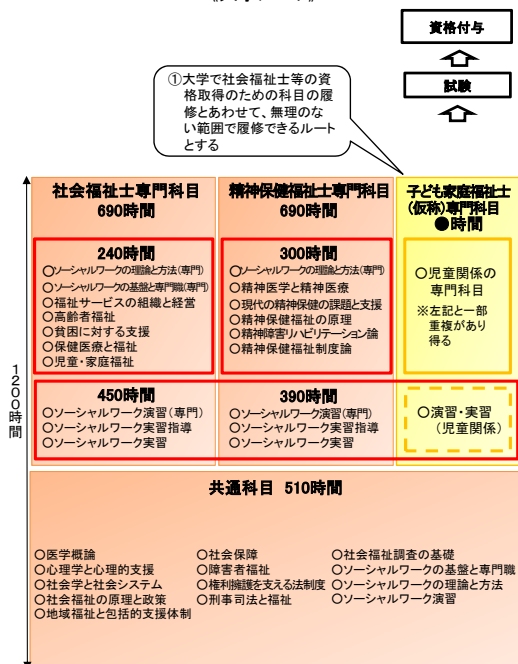
※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保



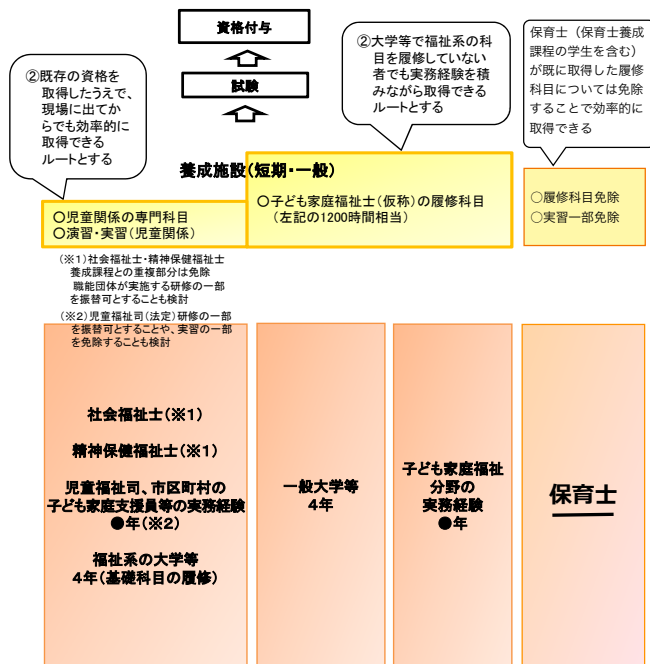
「子ども家庭福祉（仮称）」資格取得ルートのイメージ



《大学ルート》

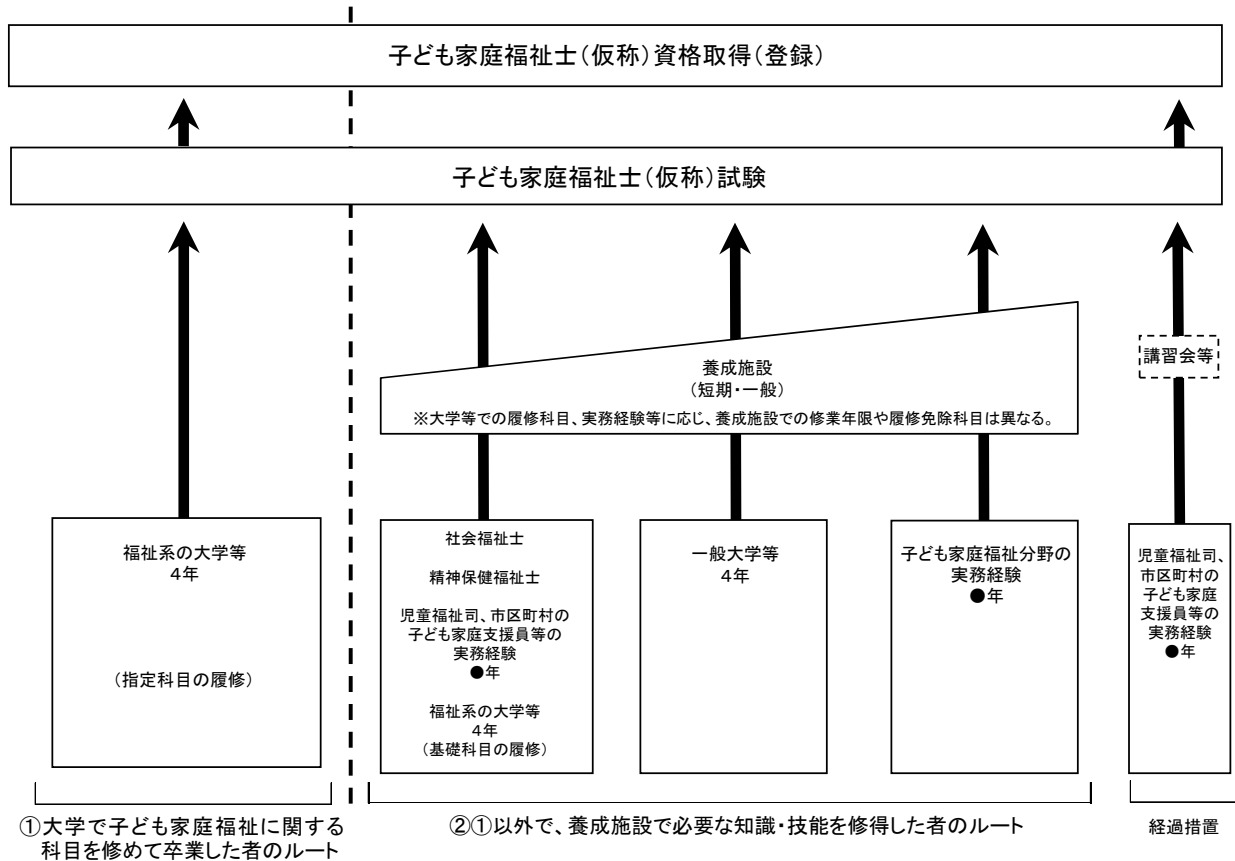


(社会人ルート)



資格取得ルートのイメージ①

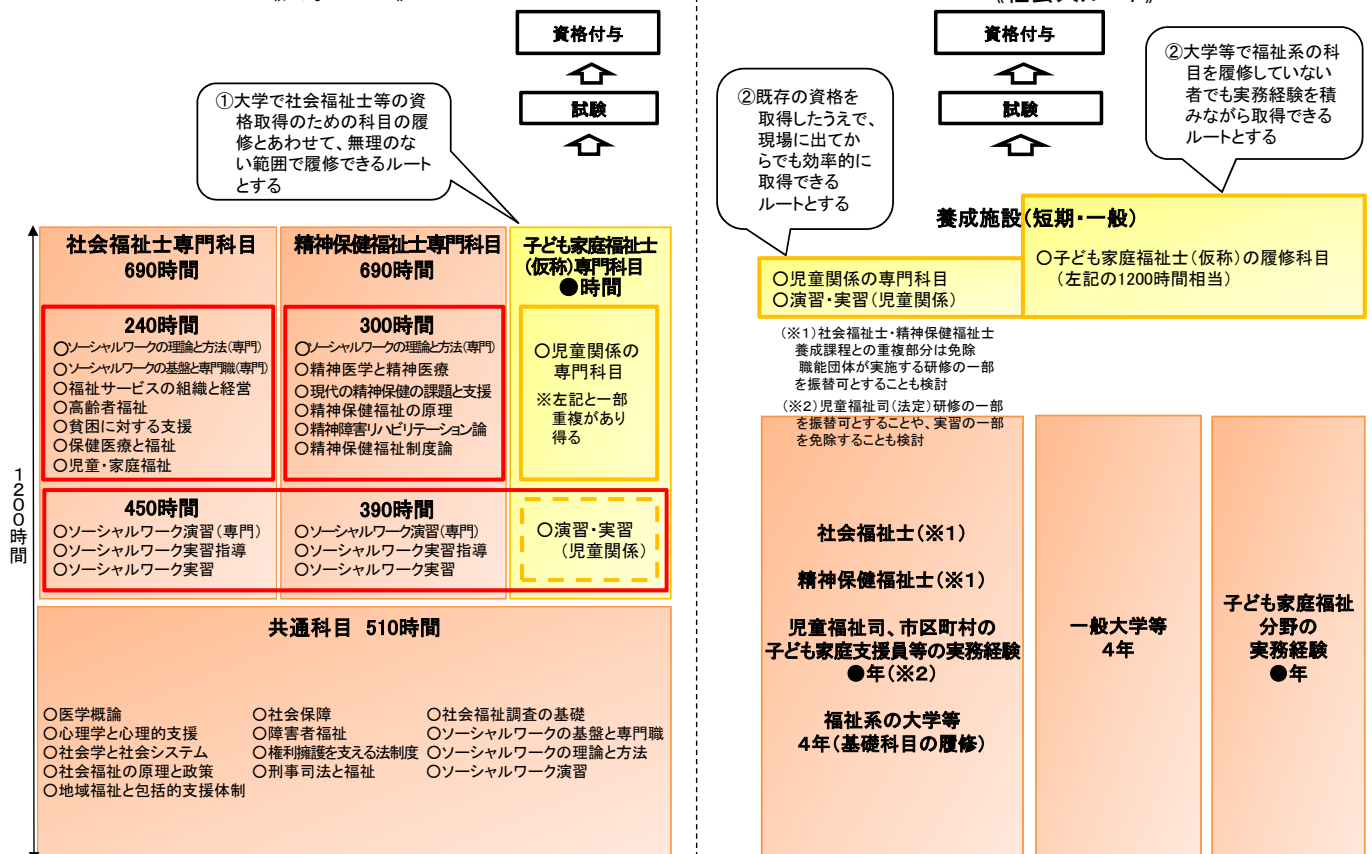
2021年4月27日第27回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会配布資料



資格取得ルートのイメージ②

2021年4月27日第27回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会配布資料
《社会人ルート》

《大学ルート》



「子ども家庭福祉士(仮称)」の潜在ニーズ概数(厚労省資料から固めに試算)

2022. 1. 7

施設種別	箇所数・人数	子ども家庭福祉士(仮称)の潜在ニーズ
児童相談所	225 箇所	
	225 人(所長)	225 人(所長全員と仮定)
	5,168 人(児童福祉司)	5,168 人(児童福祉司全員と仮定)
一時保護所	145 箇所	145 人(1箇所1人と仮定)
児童福祉施設	乳児院	144 箇所
		435 人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を全員と仮定)
	児童養護施設	612 箇所
		1,261 人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を全員と仮定)
		13,089 人(直接処遇職員を含む全職員数)
		6,545 人(困難事例への集中を踏まえ直接処遇職員等の半数と仮定)
	児童心理治療施設・児童自立支援施設	109 箇所
		110 人(家庭支援専門相談員を全員と仮定)
	母子生活支援施設	212 箇所
	障害児入所施設	474 箇所
児童家庭支援センター	144 箇所	432 人(1箇所3人と仮定)
自立援助ホーム	193 箇所	579 人(1箇所3人と仮定)
アフターケア事業所	95 箇所	285 人(1箇所3人と仮定)
フォスタリング機関	222 箇所	666 人(1箇所3人と仮定)
養子縁組民間あっせん機関	22 箇所	66 人(1箇所3人と仮定)
保育所等	23,539 箇所	23,539(1箇所1人と仮定)
児童発達支援センター	737 箇所	2,211 人(1箇所3人と仮定)
小児科を標榜している病院	2,556 箇所	2,556 人(1箇所1人と仮定)
合計		45,857 人

【参考】

○仮に市区町村虐待担当対応窓口職員を全員、子ども家庭福祉士(仮称)を配置したと仮定すると、9,370 人のニーズ。

市区町村	1,741 市町村	
	9,370 人(虐待担当対応窓口職員)	9,370 人(虐待担当対応窓口職員全員と仮定)
合計		9,370 人

○中学校区に1人配置、高校に1人配置したスクールソーシャルワーカーを、全員子ども家庭福祉士(仮称)を配置したと仮定すると、8,575 人のニーズ。

学 校	小学校中学校	小:13,525 箇所 中:7,020 箇所	3,323 人(スクールソーシャルワーカー全員と仮定)
		3,323 人(スクールソーシャルワーカー)	将来的には、中学校区に1人配置と想定すると、7,020 人
	高校	1,555 箇所	411 人(スクールソーシャルワーカー全員と仮定)
		414 人(スクールソーシャルワーカー)	将来的には、すべての高校に1人配置と想定すると、1,555 人
合計			8,575 人

○社会福祉士・精神保健福祉士就労状況調査(2020 年 11 月、公益社団法人社会福祉振興・試験センター)

社会福祉士(登録数) 250,290 人

精神保健福祉士(登録数) 90,828 人

なお、精神保健福祉士で、福祉・介護・医療の分野で働いている人の割合は 75.2%。これを登録数に乗じると、約 68,300 人となる。

○医療福祉系国家資格登録数(各団体の HP より)

・視能訓練士 15,351 名

・臨床工学技士 約 24,000 名

・言語聴覚士 36,255 名

・公認心理師 42,678 名

こども家庭庁設置法案の概要

趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置

2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする

3. こども家庭庁の所掌事務

(1) 分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
 - ・こどもの保育及び養護
 - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
 - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
 - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
 - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・こどもの保健の向上
 - ・こどもの虐待の防止
 - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
 - ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
- 等

(2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

4. 資料の提出要求等

- ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

5. 審議会等及び特別の機関

- ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議する審議会等を設置することにより、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等やその機能を移管

6. 施行期日等

- ・令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

こども基本法案 概要

目的

- **日本国憲法及び児童の権利に関する条約**の精神にのっとり、
 - ・ 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、**
 - ・ こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる**社会の実現を目指して、
- こども施策を総合的に推進すること

定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① **新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期**の各段階を経て、**おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援**
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資する**就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援**
 - ③ 家庭における養育環境その他**こどもの養育環境の整備**

基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重**されること・**基本的人権が保障**されること・**差別的取扱いを受けることがない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障される**とともに、教育基本法にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられる**こと
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ **こどもの養育は家庭を基本**として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、**子育てに伴う喜び**を実感できる社会環境の整備

責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

白書・大綱

- **年次報告（白書）**
- **こども大綱**の策定
（※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対する**こども等の意見の反映**
- 支援の**総合的・一体的提供の体制整備**
- 関係者相互の**有機的な連携**の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の**周知**
- **施策の充実及び財政上の措置**等

こども政策推進会議

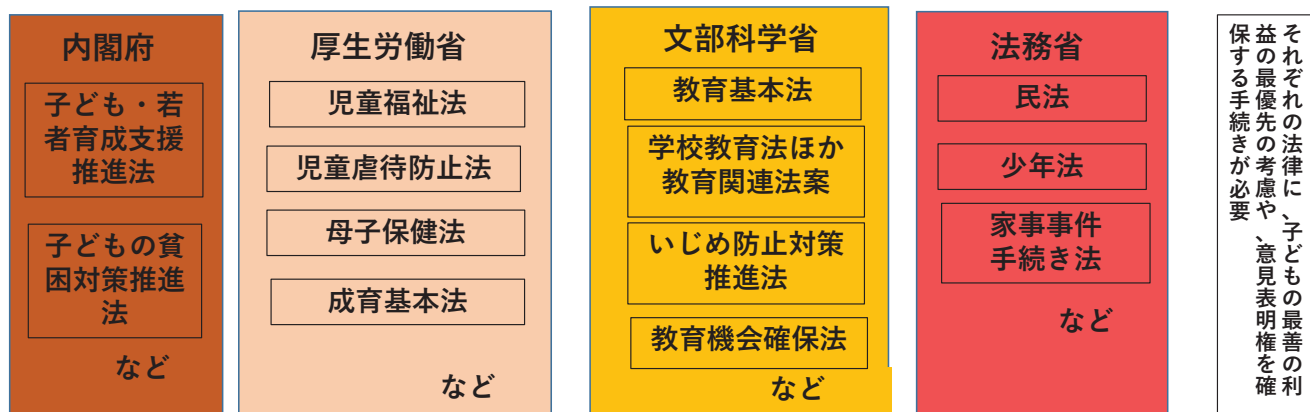
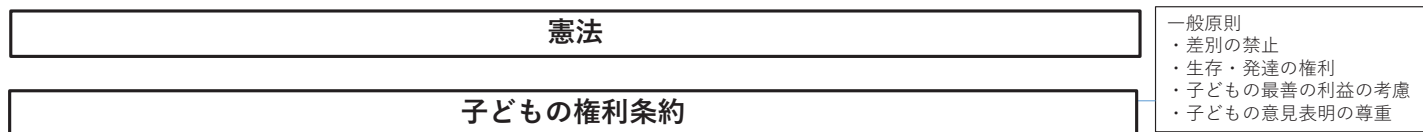
- こども家庭庁に**こども政策推進会議**を設置。以下の事務を担当。
 - ① **大綱の案**を作成
 - ② こども施策の**重要事項の審議**・こども施策の**実施を推進**
 - ③ 関係行政機関相互の**調整** 等
- 会議は、会長（**内閣総理大臣**）及び委員（こども政策担当の**内閣府特命担当大臣**・内閣総理大臣が指定する**大臣**）をもって組織

附則

施行期日 令和5年4月1日

検討 国は、この法律の**施行後5年**を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、**こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策**について検討
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

子どもの権利にかかわる法律 概念図



「子ども基本法」による子どもの権利を守る仕組みの提案

